

○関東地方整備局告示第一号
次のように道路の区域を変更したので、道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成三十一年一月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

(一) 道路の種類 一般国道
(二) 路線名 四号
(三) 道路の区域
区 間 変更前 敷地の幅員 延長
後別 敷地の幅員 延長

那須塩原市西富山字接骨木道東一四五番二から同市西富山字井口道東二二〇番二まで
(四) 図面縦覧場所 関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所
○関東地方整備局告示第二号
次のように道路の区域を変更したので、道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十一年一月十一日から二週間一般の縦覧に供する。
平成三十一年一月十一日 関東地方整備局長 石原 康弘
(一) 道路の種類 一般国道
(二) 路線名 四号
(三) 道路の区域
区 間 変更前 敷地の幅員 延長
後別 敷地の幅員 延長

那須塩原市大原間字久保内二七九番二から同市大原間字久保内二七五番二地先まで
(四) 図面縦覧場所 関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所
○関東地方整備局告示第三号
次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十一年一月十一日から二週間一般の縦覧に供する。
平成三十一年一月十一日 関東地方整備局長 石原 康弘
路線名 供用開始の区間 図面縦覧場所
六号 東京都葛飾区新宿二丁目三三番一から同区新宿四丁目四四番二まで(ただし、関係図面に表示する部分のみ) 都国道事務所

○関東地方整備局告示第四号
建築基準法(昭和二十五年法律第二十二号)第七十七条の二十二第四項の規定に基づき、平成三十一年関東地方整備局告示第二百五十号の一部を次のように改正する。
平成三十一年一月十一日 関東地方整備局長 石原 康弘

別表の指定番号二十三の項業務区域欄中「東京都の区域(町田市、多摩市、稲城市、八王子市、日野市、あきる野市、西多摩郡日の出町、同郡檜原村に限る)及び神奈川県全域」を「東京都(島しょ部を除く)及び神奈川県」に改める。
○近畿地方整備局告示第一号
次のように道路の区域を変更したので、道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十一年一月十一日から二週間一般の縦覧に供する。
平成三十一年一月十一日 近畿地方整備局長 黒川純一良

(一) 道路の種類 一般国道
(二) 路線名 百七十一号
(三) 道路の区域
区 間 変更前 敷地の幅員 延長
後別 敷地の幅員 延長

京都市南区久世殿城町六〇番一地先から向日市森本町成亥五番一まで
(四) 図面縦覧場所 近畿地方整備局及び同局京都国道事務所
○四国地方整備局告示第五号
次のように道路の区域を変更したので、道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十一年一月十一日から二週間一般の縦覧に供する。
平成三十一年一月十一日 四国地方整備局長 平井 秀輝
(一) 道路の種類 一般国道
(二) 路線名 十一号
(三) 道路の区域
区 間 変更前 敷地の幅員 延長
後別 敷地の幅員 延長

東かがわ市伊座字池繁三一五番一から同市小砂四七〇番一まで
(四) 図面縦覧場所 四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所
○四国地方整備局告示第六号
次のように道路の区域を変更したので、道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十一年一月十一日から二週間一般の縦覧に供する。
平成三十一年一月十一日 四国地方整備局長 平井 秀輝
(一) 道路の種類 一般国道
(二) 路線名 五十六号及び三百二十号
(三) 道路の区域
区 間 変更前 敷地の幅員 延長
後別 敷地の幅員 延長

字和島市津島町岩松甲二二二九番から同市高串字屋敷田一番耕地一〇二四番二まで
(四) 図面縦覧場所 四国地方整備局及び同局大洲河川国道事務所

上記A・B・C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

備考

備考

備考